



鳥取県公報

平成 29 年 11 月 7 日 (火)
第 8 9 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (694) (子ども発達支援課) 2
	知事指定薬物の指定 (695) (医療指導課) 2
	知事指定薬物の指定の失効 (696) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (697) (東部福祉保健事務所) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (698) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (699) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (700) (〃) 3
	県道の区域の決定 (701) (道路企画課) 4
	県道の区域の変更 (702) (〃) 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (703) (治山砂防課) 4
	建築基準法による道路の位置の指定 (704) (中部総合事務所生活環境局) 5
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (705) (西部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) 5

告 示

鳥取県告示第694号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

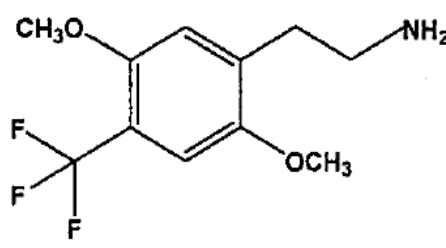
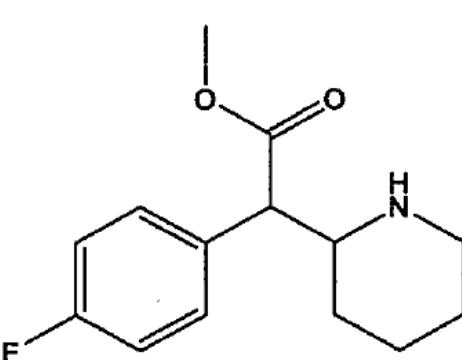
名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託に係る審査会	鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託に係る受託者の選定に関する事項	平成29年11月7日から平成30年1月31日まで	子育て王国推進局子ども発達支援課

鳥取県告示第695号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
29-知(1)-7	2C-TFM	2-[2,5-ジメトキシ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]エタンアミン及びその塩類 
29-知(1)-8	4-Fluoromet hylyphenidat e、4F-MPH、4- FMPH	メチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート及びその塩類 

鳥取県告示第696号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
29-知(1)-4	L T I - 701	平成29年9月1日	平成29年9月8日
29-知(1)-5	2-Fluorodeschlorok etamine、2-FDCK	〃	〃
29-知(1)-6	3F-Phenetrazine、3- FPE	〃	〃

鳥取県告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌケーシー	ともいきの郷浜坂	鳥取市浜坂二丁目1-17	平成29年10月30日	通所介護

鳥取県告示第698号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社サードライフモア	こころね居宅介護支援事業所	鳥取市片原三丁目113	平成29年11月1日

鳥取県告示第699号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌケーシー	ともいきの郷浜坂	鳥取市浜坂二丁目1-17	平成29年10月30日	介護予防通所介護

鳥取県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日

		の名称			
特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	居宅介護、重度訪問介護	平成29年10月31日

鳥取県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年11月7日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取空港賀露線	鳥取市湖山町西四丁目142-3地先から同市賀露町西三丁目321地先まで	12.3~39.7	1528.0

鳥取県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年11月7日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		鳥取空港布勢線	鳥取市湖山町西四丁目142-1地先から同市湖山町西四丁目132-1地先まで	変更前
		変更後	16.7~33.4	97.0

鳥取県告示第703号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

尾際B地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市佐治町尾際字大向614-1地先道路敷	1号
鳥取市佐治町尾際字小田ノ尾1136	2号及び3号
鳥取市佐治町尾際字小田ノ尾1132	4号
鳥取市佐治町尾際字小田ノ尾1130-1	5号

鳥取市佐治町尾際字小田ノ尾1124	6号
鳥取市佐治町尾際字小田ノ尾1123-1	7号
鳥取市佐治町尾際字大向577地先道路敷	8号

鳥取県告示第704号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成29年11月7日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
平成29年11月7日	東伯郡湯梨浜町大字光吉字廻り196-13、字屋敷199-4	延長 59.39メートル 幅員 6.0メートル

鳥取県告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村大字日吉津973-9	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	西伯郡日吉津村大字日吉津973-9	同行援護	平成29年10月31日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 米子境港都市計画区域区分
 - 米子境港都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 米子境港都市計画区域区分
変更する部分
境港市昭和町
 - (2) 米子境港都市計画臨港地区

変更する部分

境港市昭和町

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び境港市建設部都市整備課（境港市上道町3000）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成29年11月7日から同月21日まで